

南 幌 町 長 三 好 富 士 夫 様
南 幌 町 議 会 議 長 側 瀬 敏 彦 様
南 幌 町 教 育 長 小 笠 原 正 和 様
南 幌 町 農 業 委 員 会 会 長 山 下 義 昭 様

南幌町監査委員 角 畠 徹
南幌町監査委員 佐 藤 妙 子

令和元年度南幌町定例監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「自治法」という。）第199条第4項の規定により実施した、定例監査結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

I. 監査実施期間

令和元年10月21日から令和元年10月31日まで（うち8日間）

II. 監査対象課等

議会事務局、総務課、まちづくり課、住民課、税務課、出納室、保健福祉課、都市整備課、産業振興課、農業委員会事務局、教育委員会生涯学習課、学校給食センター、スポーツセンター、南幌小学校、南幌中学校、町立南幌病院

III. 監査の手続き

令和元年9月末における南幌町定例監査にあたっては、地方自治法第199条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の概要把握に努めるとともに、平成31年度町政執行方針及び教育行政執行方針の執行状況、平成31年度予算見積書総括表に掲げられている重点事項について、9月末までの実施状況の検証と10月以降の事業実施計画について定例監査の基本的な着眼点を次のとおりとし、担当職員からの聞き取り及び関係書類の閲覧により試査にて検証した。

1. 住民の福祉が図られ、少ない経費で最大の効果を挙げられるよう執行されているか。
2. 事務、事業が効果的、経済的かつ法令及び条例等に沿って適正に執行され、公正と能率が図られているか。
3. 内部統制が図られているか。

Ⅳ. 監査の内容

1. 一般会計 9 月末歳入状況について

(単位：千円)

歳入科目	令和元年 9 月末			前年同期 収 入 額	前年同期対比	
	予算現額	収入額	収入率		増減額	増減率
町 税	755,483	458,448	60.7%	426,465	31,983	7.5%
地 方 譲 与 税	86,400	24,523	28.4%	23,568	955	4.1%
地方消費税交付金	146,000	81,715	56.0%	83,052	△1,337	△1.6%
ゴルフ場利用税交付金	4,000	1,885	47.1%	1,544	341	22.1%
自動車取得税交付金	9,000	5,680	63.1%	5,696	△16	△0.3%
環境性能割交付金	5,000	0	0.0%	—	0	—
地方特例交付金	13,714	4,106	29.9%	2,126	1,980	93.1%
地 方 交 付 税	2,330,987	1,482,417	63.6%	1,618,762	△136,345	△8.4%
そ の 他 交 付 金	4,000	1,155	28.9%	1,538	△383	△24.9%
分担金・負担金	11,684	6,230	53.3%	5,475	755	13.8%
使用料・手数料	36,811	19,843	53.9%	20,379	△536	△2.6%
国 庫 支 出 金	401,062	115,515	28.8%	141,036	△25,521	△18.1%
道 支 出 金	772,985	216,352	28.0%	232,686	△16,334	△7.0%
財 産 収 入	222,614	214,966	96.6%	12,823	202,143	1,576.4%
寄 附 金	50,240	32,861	65.4%	32,988	△127	△0.4%
基 金 繰 入 金	436,453	0	0.0%	0	0	—
繰 越 金	137,407	137,408	100.0%	102,380	35,028	34.2%
諸 収 入	331,265	38,449	11.6%	36,003	2,446	6.8%
町 債	524,828	0	0.0%	0	0	—
合 計	6,279,933	2,841,553	45.2%	2,746,521	95,032	3.5%

9 月末現在の歳入予算現額は、当初予算 5,899,381 千円に対し繰越明許費 37,260 千円（道支出金 27,354 千円、一般財源 4,706 千円、町債 5,200 千円）の繰り越し及び第 1 号補正 218,168 千円（国庫支出金 18,552 千円、道支出金 1,147 千円、財産収入 208,339 千円、繰入金△63,870 千円、諸収入 54,000 千円）、第 2 号補正 125,124 千円（地方譲与税 390 千円、地方特例交付金 12,714 千円、地方交付税 30,987 千円、分担金及び負担金△4,594 千円、国庫支出金 10,282 千円、道支出金 10,985 千円、寄附金 220 千円、繰入金△66,289 千円、繰越金 112,701 千円、町債 17,728 千円）の追加によって 6,279,933 千円と 380,552 千円、6.5%増加している。

環境性能割交付金は、本年 10 月 1 日から消費税が 10%に増税されたことに伴い、自動車取得税が廃止され新たに施行された環境負荷の多寡に応じて 0～3%が新車、中古車（年限あり）の取得時に課される環境性能割に変更されたものの町への交付金である。

なお、経過措置として令和元年度、２年度の２カ年度にわたり軽減されるため、不足分も特例措置として交付される。

９月末の収入額合計は 2,841,553 千円と予算現額に対し収入率 45.2%、前年同期比 95,032 千円、3.5%増加している。

町税は予算現額の 12.0%を占める基本的な自主財源であり、詳細は税務課の項に記した。

人口、就業者数を基礎として交付される地方消費税交付金は 81,715 千円と前年同期比△1,337 千円、収入構成比は 2.9%と減少している。

地方消費税交付金のうち 5%からの増税分の使途は、地方税法の規定により社会保障給付及び少子化対策に充てることとされている。

地方交付税は、本来、地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税で一定の合理的な基準によって再配分する地方の固有財源」とされ、基準財政需要額を基本として交付される。

９月末の歳入額は 1,482,417 千円と前年同期比△136,345 千円減少しているが、前年度は 9 月 6 日の北海道胆振東部地震の発生に伴い 1 1 月交付の普通交付税の 30%、145,000 千円が 9 月 18 日に前倒し交付されたことによる一時的な現象である。

総務省の令和元年度分普通交付税決定額は 1,980,987 千円と前年度の当初算定額 1,957,297 千円を 23,690 千円、1.2%上回ったが、全国 1,718 市町村に対する交付額は 1,259 億円、1.8%増加し、その内不交付団体が 85 団体と前年度より 8 団体増加しており、地方の財政力と施策、特に「まち・ひと・しごと創生事業費」「少子・高齢社会に対応した地域社会福祉施策に要する経費」「特別支援学級及び冷暖房の公立小中学校の運営に要する経費」「公共施設等の維持補修に要する経費」などに配慮するとし、「基準財政需要額から臨時財政対策債振替相当額を控除」とされている。

財産収入では、前年度は旧 J R バス転回場を 5,246 千円で売却していたが、本年度は南幌工業団地を 3 社に 205,780 千円で分譲し、下期も 23,140.56 m²の分譲が見込まれている。

2. 一般会計9月末歳出状況について

(単位：千円)

歳出科目	令和元年9月末			前年同期 執行額	前年同期対比	
	予算現額	執行額	執行率		増減額	増減率
議会費	54,218	27,962	51.6%	28,863	△901	△3.1%
総務費	1,584,403	563,440	35.6%	508,752	54,688	10.7%
民生費	1,085,028	373,477	34.4%	374,248	△771	△0.2%
衛生費	701,896	275,079	39.2%	207,731	67,348	32.4%
農林水産業費	909,529	319,570	35.1%	308,836	10,734	3.5%
商工費	69,560	25,048	36.0%	36,568	△11,520	△31.5%
土木費	488,608	123,268	25.2%	144,961	△21,693	△15.0%
消防費	323,067	127,197	39.4%	132,195	△4,998	△3.8%
教育費	416,496	151,097	36.3%	150,132	965	0.6%
公債費	646,128	272,423	42.2%	231,968	40,455	17.4%
予備費	1,000	0	0.0%	0	0	—
合計	6,279,933	2,258,561	36.0%	2,124,254	134,307	6.3%

※ 補正第1号で予備費から総務費へ454千円を充用したので、その額を修正している。

歳出執行額合計 2,258,561 千円は、前年同期比 134,307 千円増加している。

款別に前年比で 1,000 千円以上増減した主な要因は、総務費では企業誘致推進費（△13,692 千円）、防災諸費（△8,049 千円）、賦課徴収費（△1,438 千円）などが減少し、職員給与費（46,331 千円）、選挙費（12,825 千円）、財産管理費（9,891 千円）企画振興費（3,976 千円）等の増加により 54,688 千円増加している。

衛生費で保健福祉総合センター管理費（△13,344 千円）、予防費（△1,048 千円）が減少したが、別項で述べる病院費（80,000 千円）などの増加から 67,348 千円増加している。

農林水産業費は、農業振興費（△18,805 千円）が減少したが、農地費（18,014 千円）、機場施設管理費（12,329 千円）などの増加から 10,734 千円増加している。

商工費は、商工振興費（1,892 千円）の増加はあるが、ふるさと物産館管理経費（△13,412 千円）などの減少により△11,520 千円減少している。

土木費では道路維持費（8,005 千円）が増加したが、公園費（△6,225 千円）、公共下水道費（△20,000 千円）などの減少により△21,693 千円減少した。

消防費は、南空知消防組合負担金の減少により△4,998 千円減少している。

公債費は、地方債元金償還費 42,417 千円の増加に伴い 40,455 千円増加した。

3. 9月末保管現金の状況について

(単位：千円)

区 分	令和元年	平成30年	前年同期対比	
			増減額	増減率
歳 計 預 金	769,688	853,889	△84,201	△9.9%
基 金 預 金	1,408,259	1,556,764	△148,505	△9.5%
合 計	2,177,947	2,410,653	△232,706	△9.7%

9月末現在の保管現金は2,177,947千円で、前年同期比では運転資金である歳計預金が△84,201千円、基金預金では△148,505千円減少し、残高合計で前年同期比△232,704千円の減少となっている。

4. 各課等の町政執行方針・教育行政執行方針及び事務事業等の実施状況について

① 出納室

概ね適正に業務が執行されている。

② 議会事務局

平成29年度の自治法改正に伴い、町村にあっても内部統制の努力義務と監査基準を制定することとされたことに伴い、本年3月29日に「監査基準（案）」が示され、本町も「監査基準」を作成のうえ明年4月までにこれを公表することが求められている。

監査の独立性と専門性が重要となっている。

なお、会議録の作成状況について検証し、意見の項に記載した。

③ 総務課

概ね適正に業務が執行されている。

昨年9月4日からの台風21号による暴風害と6日の北海道胆振東部地震が連続したことにより、全道的な停電など予想もしなかった被害が発生したが、住民の協力を得ながら町が全体で対応し、市街地主要部の停電復旧も早く本町には大きな被害はなかった。

昨年10月以降に行政区長会議等で意見を聞くとともに災害対応会議を開催し、災害対応の総括と今後の対応方針を検討し、年度内に「南幌町地域防災計画」を検証、「第2次南幌町災害備蓄品整備計画」を再編し、「南幌町避難行動要支援者避難支援計画」「避難所運営マニュアル」を制定、「災害時職員初動マニュアル」を本年4月15日に改正し、対応策の整備を行い、全職員に周知を行っている。

発生事項を検証、改善を図っていることを評価したい。

一方、本年に入って国は頻発する自然災害に伴う避難情報等防災気象情報の見直しを行い、警戒レベル1から5とし、レベル3で高齢者等（災害弱者）は避難、レベル4で全員避難、レベル5では災害発生情報として発信することとされた。

レベル3以上は町が発令することとなり、その内容は「広報なんぼろ」7月号に掲載し、周知を図るとともに、本町が平成29年度に更新したハザードマップに水災害の発生想定区域と避難場所を掲載していることから再確認を求めている。

気象庁は原則として、「ある場所（地域）・ある時期（週、月、季節）において30年に1回以下で発生する現象」を異常気象と定義しているが、最近は気候変動に伴い毎年のように災害が発生し、本年度においても台風15号及び19号が連続して上陸し、想定を超えた暴風雨や集中豪雨に河川の氾濫や土砂崩れが多発し、関東・甲信・東北地方でも災害死を含む甚大な被害や長期的な停電が続いた。

平年値は10年ごとに更新され、現在は1981年から2010年の30年間の平均値を2011年3月30日に公表し同年5月18日から適用している。次の改定は2021年に公表、適用される。

④ まちづくり課

概ね適正に業務が執行されている。

町ホームページ及びフェイスブックなど、ICTによる情報発信が中心を占め、住民に対する情報提供もホームページによるものが多くなっている。

今回、監査において光回線の普及状況を確認したが、平成29年度の北海道の調査に際しNTTからの提供情報では、「住宅団地を含む市街地が光回線対応エリア」とされ、国道337号に沿って光回線が敷設されているとの情報もあるが、明確になっていない。

インターネットを使えない人、使っていない人も農村地区を中心に相当数あると想定され、確実に住民に情報を伝えられるのは、広報誌と防災行政無線であり、緊急性がある場合を考慮すると261戸が未設置となっている防災行政無線の個別受信機の設置協力を求めることが重要である。

昨年度に北海道の要請により北海道住宅供給公社と本町の三者が共催した「みどり野きた住まいるヴィレッジ展示場」では、昨年公開したモデルハウス5棟に加え、建設が遅れていた1社が9月2日に新築、オープンし、53組、135名が来場、24日に北海道建築指導センター主催の「南幌現地見学セミナーinみどり野きた住まいるヴィレッジ」が催行され15名が来場したほか、国土交通省視察を含め2件、58名、また、直接対応した内覧者5組、14名が来場している。

昨年度はモデルハウス建設に止まったが、冬季間の展示が行えることになり、住宅の性能等の周知が図られ、第1期5棟のうち4棟が販売されたことは決算審査で報告のとおりである。今後は、注文住宅を中心とした第2期事業の展開に期待したい。

晩翠工業団地は販売済みであり一部に利用停止あるいは休止している区画もあるが、

聞取りでは遊休した土地は賃貸に供するなど、活用は図られている。

南幌工業団地の販売状況は、歳入の部に記載のとおりであり、急速に販売及び賃貸が進んでいる。近くは晩翠遊水地の完成、北広島市のボールパーク誘致決定、将来的な道央圏連絡道路の開通など、複数かつ複合的な要因は考えられるが、積年の町としての販売努力の成果であり、残地の完売に期待したい。

⑤ 住民課

概ね適正に業務が執行されている。

9月末の国民健康保険特別会計では対象世帯数 1,050 世帯と前年同期比△16 世帯、△1.5%、被保険者総数 1,821 名は前年同期比△34 名、1.8%減少している。

【保険給付費支出状況】

(単位：千円)

科 目		令和元年 9 月末			前 年 同 期	増 減	
		予算現額	支出額	執行率		増減額	増減率
一 般	療養給付費	550,000	250,043	45.5%	220,060	29,983	13.6%
	療 養 費	4,600	1,556	33.8%	1,866	△310	△16.6%
	高額療養費	96,000	34,735	36.2%	37,248	△2,513	△6.7%
	小 計	650,600	286,334	44.0%	259,174	27,160	10.5%
退 職 者	療養給付費	3,600	88	2.4%	1,512	△1,424	△94.2%
	療 養 費	120	0	0.0%	50	△50	皆減
	高額療養費	500	0	0.0%	10	△10	皆減
	小 計	4,220	88	2.1%	1,572	△1,484	△94.4%
合 計		654,820	286,422	43.7%	260,746	25,676	9.8%

9月末の後期高齢者被保険者数は 1,311 名と前年同期から 19 名増加している。

広域連合負担金は予算現額 104,494 千円に対し 34,027 千円と執行率 32.6%、前年同期の 30,627 千円に対し 3,400 千円、11.1%増加している。

なお、国民健康保険税及び後期高齢者保険料の収納状況は、税務課の項に記載した。

⑥ 税務課

概ね適正に業務が執行されている。

9月末の調定額合計 1,137,215 千円は前年同期比△34,330 千円、2.9%の減少、収納額合計 641,516 千円は前年同期比 32,000 千円、5.3%、収納率 56.4%は前年同期比 4.4%増加している。

【９月末の町税等現年度分収納状況】

(単位：千円)

税 目 等		令和元年９月末			平成３０年９月末		
		調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
一般 会 計	個 人 町 民 税	318,421	149,373	46.9%	336,647	158,266	47.0%
	法 人 町 民 税	28,305	27,361	96.7%	21,843	21,183	97.0%
	固 定 資 産 税	306,428	215,131	70.2%	303,198	187,945	62.0%
	国有資産等交付金	2,729	2,729	100.0%	2,802	2,802	100.0%
	軽 自 動 車 税	24,410	23,976	98.2%	23,829	23,274	97.7%
	た ば こ 税	28,809	28,809	100.0%	27,456	22,300	81.2%
	入 湯 税	8,998	8,998	100.0%	8,521	8,521	100.0%
	小 計	718,100	456,377	63.6%	724,296	424,291	58.6%
国 民 健 康 保 険 税		194,844	78,715	40.5%	228,242	77,208	33.8%
介 護 保 険 料		154,699	74,756	48.3%	153,584	79,503	51.8%
後 期 高 齢 保 険 料		69,572	31,668	45.5%	65,423	28,110	43.0%
合 計		1,137,215	641,516	56.4%	1,171,545	609,112	52.0%

また、９月末現在の滞納繰越調定額は85,713千円、収納額は6,044千円、収納率7.1%と前年同期の調定額88,948千円、収納額5,575千円、収納率6.3%をやや上回っている。

【町税等滞納繰越額収納状況】

(単位：千円)

税 目 等		令和元年９月末			平成３０年９月末		
		調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
一 般 会 計	個人町民税	12,316	1,149	9.3%	12,511	1,356	10.8%
	法人町民税	324	20	6.2%	244	0	0.0%
	固定資産税	7,900	876	11.1%	9,114	785	8.6%
	軽自動車税	112	26	23.2%	93	33	35.5%
	小 計	20,653	2,071	10.0%	21,962	2,174	9.9%
国民健康保険税		63,883	3,780	5.9%	66,040	3,214	4.9%
介護保険料		1,122	144	12.8%	782	105	13.4%
後期高齢保険料		56	49	87.5%	164	82	50.0%
合 計		85,713	6,044	7.1%	88,948	5,575	6.3%

⑦ 保健福祉課

概ね適正に業務が執行されている。

全国的に自殺者が後を絶たず平成１０年に３万人を超え、その後も高い水準で推移した結果、平成２２年以降は減少しているが、いまだに年間自殺者は２万人を超えていることから、平成２８年に自殺対策基本法が改正されすべての市町村が「市町村自殺対策

計画」を策定することとされ、本町においても平成31年度から5年間を計画期間として策定された。

本町では、平成22年の6人から平成24年が4人、平成25年から3年間は各年3人、他の年は1人で、平成25年から平成29年までの5年間の統計では本町の自殺者は人口10万人当たり27.1人と国の平均18.5人、北海道の19.9人を上回っているため、計画期間内に31.8%減少させ、国の18.5人以下にすることを目標に取り組まれている。

こうしたことから、南幌町自殺対策推進本部を設置し各課の事業の中で「生きる支援」の視点から事業を捉え、業務にあたっている。

精神保健事業、障がい者福祉、高齢者福祉を担当する保健福祉課に事務局を置き、「こころの健康相談」などの事業を行うとともに、各課と連携して事業にあたっている。

9月末の介護保険特別会計の被保険者数は、第1号被保険者2,533名は、前年同期の2,468名に比べ65名、2.6%増加している。要介護認定者は446名と前年同期の445名に比べ1名、0.2%増加している。

介護給付費総額269,685千円は前年同期比3,104千円、1.2%増加している。介護サービス費は236,309千円と前年同期比1,186千円、0.5%増加した。うち居宅サービス前年同期比△5,882千円、7.7%、地域密着型サービス前年同期比△545千円、0.9%の減少、施設サービスは前年同期比7,613千円、7.9%増加している。

なお、介護保険料の収納状況は、税務課の項に記載した。

【介護給付費支出状況】

(単位：千円)

科 目	令和元年9月末			前 年 同 期	増 減	
	予算現額	支出額	執行率		増減額	増減率
介護サービス費	629,900	236,309	37.5%	235,123	1,186	0.5%
居宅サービス	202,200	70,899	35.1%	76,781	△5,882	△7.7%
地域密着型サービス	169,700	61,277	36.1%	61,822	△545	△0.9%
施設サービス	258,000	104,133	40.4%	96,520	7,613	7.9%
介護予防サービス	33,300	11,854	35.6%	10,505	1,349	12.8%
高額介護サービス	19,223	7,530	39.2%	6,889	641	9.3%
特定入所者介護サービス	31,020	11,054	35.6%	10,942	112	1.0%
高額医療合算介護サービス	3,822	2,663	69.7%	2,849	△186	△6.5%
審査支払手数料	567	275	48.5%	273	2	0.7%
合 計	717,832	269,685	37.6%	266,581	3,104	1.2%

⑧ 都市整備課

概ね適正に業務が執行されている。

空き家の状況について検証したが、平成30年3月末現在の調査内容について次のとおり調査内容を確認したところ、住宅142棟、付属屋74棟が空き家となっている。

個別に状況を確認し写真を添付して台帳が整備され、次のように区分管理されている内訳は、

- ・ A（建物に目立った腐朽破損は無く、利活用が可能）は、住宅58棟、付属屋3棟
- ・ B（一部腐朽破損はあるが、修繕し利活用が可能）は、住宅40棟、付属屋14棟
- ・ C（腐朽破損が大きく、大規模改修が必要なもの）は、住宅26棟、付属屋30棟
- ・ D（腐朽破損が著しく、破損の恐れがあるもの）は、住宅19棟、付属屋26棟

（Dのうち倒壊した場合に隣地建物に影響を及ぼす恐れ又は前面道路の通行に影響があるものは住宅3棟）

となっており、空き家住宅のうち、市街地にある物件は73棟、所有者不明のものは農家地区に3棟である。

⑨ 産業振興課

概ね適正に業務が執行されている。

⑩ 農業委員会事務局

概ね適正に業務が執行されている。

⑪ 教育委員会生涯学習課、生涯学習センター、スポーツセンター、学校給食センター、南幌小学校、南幌中学校

概ね適正に業務が執行されている。

2年目となった公設学習塾は、本年6月26日現在で小学校4年生以上の児童150名中41名、中学生全学年164名中、28名、合計314名中、69名（参加率小学校27.3%、中学校17.1%）の申し込みを受け付け8月までに、小学生は9回、延べ参加者355名（1回あたり13.1人）、延べ出席者数333名（1回あたり12.3人）、出席率93.8%となっている。うち、6年生は英語の授業を4回実施している。

中学校も10回開催され、延べ参加者256名（1回あたり8.5人）、延べ出席者数235人（1回あたり7.8人）、出席率91.8%となっているが、2年生は体育活動等の理由で申込、参加者、出席者ともに低く、高学年になるほど学力の高い生徒が積極的に参加する傾向が見られるとのことであり、9月以降に15回が予定されており、本来の目的である学習習慣の定着と学力の底上げに期待したい。

南幌小学校・南幌中学校を訪問し、小学校は校長、教頭及び事務職員から、中学校は校長、教頭から、提出された資料に基づき学校経営の概要、特別支援学級の児童生徒数、全国学力・学習状況調査の結果、認知方法が変わったことを踏まえたいじめ等の発生と対応状況、学校経営上の課題などについて説明を受け聞き取りを行った。

南幌中学校では、キャリア教育充実の一環として、今回紹介された例ではゲストティーチャーとして住民の協力を得て専門的な実践学習を行い、3年生が農業など「地域職業学習」として作成した「南幌町応援動画」を視聴した。

2時間ほどの学習によりタブレット端末で編集した動画10編であり、ビューロー等での町の紹介に利活用する検討も必要である。

国は令和2年度から順次実施される新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施のため、平成29年度から3年間の予算措置を講じており、近年、小児神経学や精神医学が進展し原因は明らかにされていないが、脳の機能障害とされる自閉症スペクトラム（ASD）、注意・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）など、いわゆる発達障害として定義され、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する視点に立ち、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服に適切な指導や支援を行う「特別支援教育」が重要視されている。

文部科学省が平成24年に調査し複数教師により判断された発達障害の可能性のある児童生徒は、概ね6.5%が疑われるとし、対応策を発表している。

本町における特別支援学級は、9月末日現在で小学校4学級、在籍者17人、中学校3学級、6人が在籍しており、今後も増加することが見込まれることから、小学校では次年度に向けて1学級増設を求めている現状を確認した。

また、北海道が認定する療育手帳所有者が平成27年4月1日の82名（人口比1.02%）から本年4月1日では93名（人口比1.23%）、9月末では99名（人口比1.32%）と急激に増加し、このうち軽度・中度判定65名のうち20歳以下が36名おり、発達障害が多くを占めると見込まれる。

そのような中、監査対象期間を外れるが、本年11月9日に188名（父母128名、教師30名、一般30名）の参加を得て南空知PTA・南幌町PTA連合会研究会が農村環境改善センターで開催され、とまこまい脳神経外科小児脳神経外科部長・副院長の高橋義男氏から「昔は少なかったストレス関連障害と発達障害 それにどう対応するか・・・地域の役割とその意義」が講演され、近所付き合いが希薄化し核家族化・共働き家庭が増加し、地域と家庭の子どもとの触れ合いが減少するなか、少しでも早く気づき対応して社会が支えていくことの重要性を伝えられた。

本町においては、本年1月から2月に保健福祉課が実施した「第2期子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケート調査」では、就学前と小学生の母親419名に調査を行い244名から回答が寄せられ、回答者のうち就学前では産休・育休中の5.3%を含め働く母親が61.9%、小学生では産休・育休中の1.5%を含め働く母親が77.9%を占めていることから、地域社会全体としての子育ての必要性について認識した。

9月末の各種社会教育施設の利用状況は、前年同期に比べ利用者数が8,134名増加している。

監査日までに業務が終了した町民プールの利用数者は8,237名と前年度比87名増加している。利用者の構成では町外の方が1,988名と前年度を△529人、21.0%下回ったが、前年度は江別市のプール休館に伴う一時的な増加の影響と見込まれ、町内の方の利用が増加している。

スポーツセンターでは27,980名と4,011名、16.7%増加したが、利用者のうち6,751名が町外の方であり、各種大会やボクシングの村田選手講演会等が行われたことによる。

図書室の蔵書数は、平成30年度をもって目標としていた5万冊を超え、5万4千冊程度の規模となった。

今後は、図書室の特徴をどのようにしていくか、創意と工夫が必要となる。

【9月末社会教育施設の利用状況】

項 目		単 位	本 年 9 月 末	前 年 同 期	対 比		うち町外
					増 減	増減率	
改 善 セ ン タ ー		人	9,429	6,124	3,305	54.0%	278
ぽ ろ ろ		人	13,508	12,690	818	6.4%	857
体 育 施 設	プ ー ル	人	8,237	8,150	87	1.1%	1,988
	野 球 場	人	1,564	1,999	△435	△21.8%	
	ス ポ ー ツ セ ン タ ー	人	27,980	23,969	4,011	16.7%	6,751
学 校 開 放	南 幌 小 学 校	人	7,412	6,901	511	7.4%	
	南 幌 中 学 校	人	976	1,188	△212	△17.8%	
合 計		人	69,106	61,021	8,085	13.2%	
図 書 貸 出		冊	17,675	18,170	△495	△2.7%	

⑫ 町立南幌病院

本年度は4月下旬から5月上旬に10連休があったが、患者の利便性を図って5月2日に半日開院し、9月までの外来診療日数は122日と前年同期と同一である。

1. 9月末患者数について

9月末の患者数は合計11,836名と前年同期比△1,919名、14.0%減少した。

入院患者（内科）は△1,351人減少し、病床数80床（一般26床、療養54床）に対する利用率は9月末現在で33.1%と前年同期の42.3%を9.2%下回っている。

病床別では一般病床が49.4%と前年同期を△7.1%、療養病床は25.2%と前年同期を△10.3%それぞれ下回っており、聞き取りでは地域連携による転院受入も図っているが、回復期以降の患者受け入れも進んでいない。

一方、外来患者数は6,989名、1日平均57.29名と前年同期の6,198名、1日平均61.94名に比べ△568名、1日平均△18.28名減少した。

診療科別では内科が5,753名と前年同期比△1,078名減少したが、眼科は620名と前年同期比31名、予約制診療制の外科は173名と前年同期比33名それぞれ増加した。

本年度から再開した小児科は443名の皆増だが、1日当たりでは3.63人である。

公益社団法人日本小児科学会が公表している定義では病態によっては成人まで診療しているが、基本的な対象年齢は中学生以下を診察対象とし、本町の9月末現在の15才以下の人口は722人と総人口7,481人の9.7%であり、内科の患者が大幅に減少していることを踏まえれば概ね一致し、診療科が変わり患者には親切となったが、新たな患者が増加したとは言えない状況にある。

【9月末患者数】

（単位：人）

区 分	令和元年度		平成30年度		前年同期対比	
	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	増 減	増減率
入 院	4,847	26.5	6,198	33.9	△1,351	△21.8%
外 来	6,989	57.3	7,557	61.4	△568	△7.5%
合 計	11,836	83.8	13,755	95.3	△1,919	△14.0%

2. 9月末医業損益の状況について

医業収益は120,198千円と前年同期比△14,919千円減少した。

外来収益は40,990千円と前年同期比2,153千円増加したが、入院患者の減少に伴い病床利用率が低下したことから、医業収益の約65%を計画した入院収益は71,954千円と達成率29.1%、構成比59.9%にとどまり、前年同期比△15,334千円減少したことと、平成30年度で高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が一段落したことなどから予防接種が前年比△80万円余り減少したことなどから、その他医業収益が7,254千円と△1,738千円減少したことによる。

医業費用は 232,778 千円と前年同期比 15,908 千円の増加となっている。

給与費が 4 月から常勤医師 2 名を採用し 3 名となったことから 157,606 千円と 22,096 千円増加したが、材料費は入院患者が減少したことなどから 11,463 千円と前年同期比△2,838 千円、経費が昨年上期の江別市立病院との医療連携による派遣医師が 2 名から本年度は 1 名となったことにより△8,700 千円が減少したが、新規に採用した常勤医師紹介及び赴任費用に 3,000 千円、2 階のリハビリ室増床費用などから 63,236 千円と前年同期比△3,606 千円の減少となった。

下期は常勤医師 3 名のうち 2 名の常勤医師採用により当院医師の給与費は増加するが、派遣医師が 1 名となるため経費が減少する見込みである。

このため、減収増費減益型の経営となり医業収支は△112,580 千円と前年同期の△81,753 千円から△30,827 千円、37.7%悪化し、医業収支比率は 51.6%と前年同期の 62.3%を下回っている。

【9 月末医業収支の状況】

(単位：千円)

収 支		令 和 元 年 度			平 成 3 0 年 度	前年同期対比	
		予算現額	9 月末実績	達成率		増減額	増減率
医業 収 益	入 院	247,050	71,954	29.1%	87,288	△15,334	△17.6%
	外 来	81,148	40,990	50.5%	38,837	2,153	5.5%
	その他	55,635	7,254	13.0%	8,992	△1,738	△19.3%
	計	383,833	120,198	31.3%	135,117	△14,919	△11.0%
医業 費 用	給与費	398,691	157,606	39.5%	135,510	22,096	16.3%
	材料費	41,359	11,463	27.7%	14,301	△2,838	△19.8%
	経 費	164,505	63,236	38.4%	66,842	△3,606	△5.4%
	その他	39,908	473	1.2%	217	256	118.0%
	計	644,463	232,778	36.1%	216,870	15,908	7.3%
医業損益差		△260,630	△112,580	43.2%	△81,753	△30,827	37.7%

3. 患者の利用単価について

9 月末の入院収益を入院患者数で除した入院単価は 14,845 円と前年同期の 14,083 円を 762 円、5.4%上回っている。さらに病床別に比較すると一般病床は 18,705 円と前年同期比 1,354 円上回り、療養病床は 11,207 円と前年同期比△371 円、3.2%下回る結果となっており、長期入院の削減を図る国の医療制度の方向と相まって療養病床の病院経営への貢献度は、低下を続けている。

外来での単価は 5,865 円と前年同期の 5,137 円を 728 円、14.2%上回っている。

V. 監査の結果

1. 監査の総括

総括意見として定例監査の所見を述べる。

平成31年度町政執行方針及び教育行政執行方針に沿って、概ね適正に事務執行されていると認められる。

なお、軽微な事項については口頭で整備を指示している。

また、財務及び事務に関する執行状況は、本年度の実施事項の特徴を挙げ各項において検討した結果、財務に関する事務及び南幌町行政組織規則第4条から第10条及び第12条、南幌町議会事務局規程第4条、南幌町農業委員会事務局設置規程第4条、南幌町教育委員会事務局組織規則第5条、国民健康保険町立南幌病院規則第6条に規定されている事務分掌の執行状況は、概ね適正と認められる。

2. 監査意見

次に意見を述べる。

① 現物実査について

今回監査に際し、あらかじめ10月1日発出の定例監査実施通知に記載し、現金及び領収書用紙及び領収書控並びに各基金の通帳及び証書の管理状況について実査を行い検証した結果は、次のとおりである。

なお、今回現物実査は、平成29年度の自治法改正に伴い平成32年度に施行され町村等に導入される「監査基準」の作成及び公表に先立ち行った内部統制状況を確認するため平成30年度に続いて行ったものである。

今回、保管状況及び取扱並びに抽出による実査を行い検証した箇所等は、出納室金庫及び金庫内収容物（株券、出資証書、領収書用紙、使用済領収書綴）、ぼろろ、住民課窓口及び町立南幌病院レジスター、あいくる金庫、あいくるふれあいの湯及びスポーツセンター自動発券機であり、現物実査の結果は、全て一致し保管状況は良好である。

なお、現物実査を行わなかった総務課、社会福祉協議会、高齢者事業団、観光協会特販所、軽食コーナー、夕張太ふれあい館等については、別途、実査を行う。

② 会議録の作成について

自治法第123条第2項は議会開催の際に会議録を作成し、議長及び議員2名がこれに署名することを規定し、南幌町議会委員会条例第27条は会議録を作成し、委員長が署名又は記名押印して議長が保管すると規定している。

監査日（１０月２４日）現在において、平成３１年第１回定例会及び同第１回臨時会の会議録は作成されていたが、それぞれ第２回以降及び全員協議会をはじめ、常任委員会、特別委員会の会議録は作成状況が確認できなかった。

自治法第１１５条は会議の公開を謳っており、本町は情報コーナー及びホームページに定例会及び臨時会の議事録を掲載して、これを行っているので会議後の速やかな作成と是正を求め、定例会及び臨時会の会議録は１１月１５日までに作成、公表されている。

会議録は、「会議出席者にとっての備忘録」であると同時に、「会議出席者以外との情報共有」「会議で決定した事項の明確化・証明。適正な手続を経て議決したことの証明」であり、遅滞なく作成することが重要である。

③ 「国民健康保険町立南幌病院」について

平成２９年度は、常勤医師２名体制を確立するとともに町立病院の役割を明確にするなど、積極的に取り組まれたが、２年目の平成３０年９月末以降は常勤医師が１名となり、加えて体調を崩したことから年明け以降は常勤医師不在の状況で決算を迎えたことは、既知のところである。

本年４月からは常勤医師３名体制となりカンファレンスができる医療体制が整い、うち１名は小児科の診療を再開しているが、詳細は町立病院の項のとおりとなっており、前年度の医療体制の急激な脆弱化が町民の不安を招いたことと、患者、特に高齢の患者は医師との人間関係や通院手段を重視することから、体制の充実が直ちに患者数の回復ひいては、病院収支の改善に結びつくとは考えにくい状況が続いている。

加えて、本年９月２６日に厚生労働省が公表した公的病院の再編成については、４２４病院を再編の対象として町立南幌病院も対象とされた。これは全国１,６５２の公的病院のうち人口１００万人以上の区域にある病院を除く１,４５５病院の２５％を超える。

この調査は平成２９年度の「急性期医療」を対象として実施されたものである。

急性期とは「病気になりはじめた時期」「病気やけがによる症状が急激に現れるため、患者の身体的、精神的な負担が大きい時期でもあり、急性期は経過が早く刻一刻と変化していく患者の状態をしっかりと把握することが必要」な医療であり、手術機能や検査機器をはじめ高度の診療機能を有していない本町の実態とかけ離れ、救急医療の受入実績だけで評価されたものとされる。

本町は、札幌市に設置された道央ドクターヘリの供用範囲内にあり、地域間連携も図られ救急車で３０分以内の距離に複数の救急医療の受入が可能な病院があり、消防と連携して必要な救急対応を図っていることは、平成２９年度定例監査報告で「救急車の稼働状況」を意見として報告したところである。

厚生労働省は団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向けた病床の機能分化・連携を図る「地域医療連携構想」の策定に向け、迅速な病院の再編に向け地域の実態を考慮せずに公表に踏み切ったものと見受けられ、再編対象とされた424施設のうち54施設が人口密度の低い北海道にあることからそれが推測できる。

また、診療報酬を決定する立場にあり来年9月までの再編計画は否応ないものと考えざるを得ない状況である。

「新・国民健康保険町立南幌病院改革プラン」については、平成29年度から令和2年度まで4年間を目標期間として取り組んでいる。

平成30年度の点検・評価報告書では、平成30年度の決算内容及び取組内容を分析、評価するとともに行政経営幹事会で内容を検討し、経営形態の見直しに関する方向性について「①地方公営企業法の全部適用、②地方独立法人化、③指定管理者制度の導入、④民間譲渡」などを検討し、回復期病床の導入や、より収益性の高い病床を導入についても検討が必要とされている。

本町の基幹政策の一つである「子育ての町」を推進するなか採算性の低い小児科の拡充に財政的な面を含めて近隣自治体の合意と支援を受けて、小児科を中心とした中核病院を形成する選択肢もあるが、札幌市に近いことから現実的ではない。

どのような再編を図るにしろ、よりベターな方向を町と議会が十分かつ慎重な議論を行って判断し、住民福祉の維持向上と公営企業経営の採算性を図り、財政負担の削減、特に資金不足解消のための繰入金の削減もしくは解消を図ることが重要である。